

第3回 定例会

- ・ケーブルテレビ施設条例等を改正
- ・平成23年度一般会計補正予算及び簡易水道事業特別会計補正予算を可決
- ・新那珂橋の廃止に伴う新橋の整備促進に関する決議を議決

平成23年第3回那珂川町議会定例会は6月7日に開会し、会期を9日までの3日間と定め、一般質問及び議案等の審議を行いました。

今期定例会に付議された事件は、(株)まほろばおがわ経営状況の報告、平成22年度、23年度一般会計補正予算の専決処分の承認、人権擁護委員の推薦意見、東日本大震災に対処するための那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例の制定、那珂川町ケーブルテレビ施設条例など町条例の改正5件、一般会計及び簡易水道事業特別会計の2会計の補正予算など町長提出議案12件、議員提案による新那珂橋の廃止に伴う新橋の整備促進に関する決議1件が審議されました。

なお、一般質問は、6名の議員が登壇しました。

報 告

◆平成22年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

3月定例会において繰越明許費として、平成23年度に予算を繰り越した、町道上川原線ほか7路線の改良舗装事業費や馬頭東小学校体育館耐震工事など一般会計20事業、総額2億9355万9千円の繰越明許費繰越計算書の報告がありました。



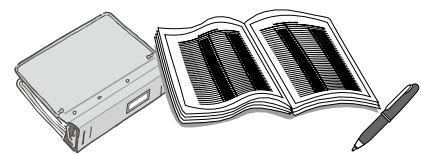
繰越明許費とは

当該年度に定めた経費のうち理由があつてその年度内に支出の終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に限り繰り越して使用することができるものという。

◆株式会社まほろばおがわ経営状況の報告

第三セクター「(株)まほろ

ばおがわ」の第10期経営状況の報告がありました。



入館者数	104,396人
売上げ	84,834,091円
利益	△9,830,429円

承 認

◆平成22年度一般会計補正予算の専決処分の承認

(賛成多数 原案可決)
住民生活に光をそそぐ交付金の追加交付分の補正及び東日本大震災によって被害を受けた青少年旅行村の災害復旧費や給食センター調理室等の緊急工事に伴う費用4500万円が計上されました。

なお、承認にあたり、3月定例会の最終日の翌日となる3月19日に専決処分を行ったことから、「議会を開催している次の日に専決

はあり得ない。「町民の声を反映させるためにも専決処分は避けて臨時議会を開くべき。」など反対討論3人、「地震の後で、町民の生活優先を考え、厳しい環境の中での専決でもあるので賛成する。」「地震の起きた時点で考えるとやむを得ない。」などの賛成討論3人の後、採決を行い、賛成8人、反対5人により承認しました。

◆平成23年度一般会計補正予算の専決処分の承認

(全員賛成 原案可決)
東日本大震災によって被害を受けた林道久那瀬矢又線、小川総合福祉センター、馬頭総合体育館、消防車庫等の災害復旧にかかる工事費用8000万円が計上されました。





専決処分とは

行政事務を執行するまでに議会を招集して議決を得る期間がないときなどに、長の権限において、地方自治法に基づいて、議会の議決を得たものと同等の処分を行うものです。なお、この処分を行ったときは、直近の議会に処分の内容を報告し、議会の承認を受けなければなりません。

条例

条例制定

◆東日本大震災に対処するための那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例の制定
(全員賛成 原案可決)

東日本大震災の被災地や被災者を受け入れている地域で、町職員がボランティア活動等を行う場合に、活動期間が現在5日間と規定されている期間を7日間に延長する条例を制定しました。

条例改正

◆ケーブルテレビ施設条例の一部改正
(全員賛成 原案可決)

現在、町直営で行っているケーブルテレビ施設管理運営について、行財政改革推進計画を受け、平成24年度を目的として指定管理者による管理に移行するため、指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める必要があることから、条例の一部を改正しました。

町税条例の一部改正

◆町図書館条例の一部改正
(全員賛成 原案可決)

小川図書館が、現在の小川健康管理センターに移転することに伴い、条例の一部を改正しました。

町体育施設条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)



(上) 地震によって被害を受けた馬頭武道館

(中) 改修中の小川健康管理センター

(下) 大谷石や屋根瓦などがれきの山(旧ひばり幼稚園後跡地)



補正予算

◆平成23年度一般会計補正予算
(全員賛成 原案可決)

東日本大震災によって、被害を受けた世帯に対する見舞金や住宅等の復旧にかかった費用の一部を支援するための災害対策費、屋根瓦や大谷石などの瓦れきを処分する経費など、4億9200万円を増額しました。

人事案件

◆人権擁護委員の推薦意見

高林 和男氏(再任)

現在、人権擁護委員として活躍されている高林和男氏(大山田下郷)の任期が満了となるため、引き続き人権擁護委員候補者として、法務省に推薦するための議案が提出されたもので、異議なく賛同しました。

◆平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算
(全員賛成 原案可決)

東日本大震災によって被害を受けた、小川中部地区配水池のほか、簡易水道施設災害の復旧事業費など、2600万円を増額しました。

その他

◆農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについて
(全員賛成 原案可決)

東北地方太平洋沖地震によって、農地や農業用施設が被災し、農作業に不便をきたしている状況であることから、以前のような機能の回復を早急に復旧するため、矢又押野地区の災害復旧工事などについて、町営

事業として実施することになりました。

◆栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更
(全員賛成 原案可決)

栃木県市町村総合事務組合の構成市町村である上野原郡西方町が平成23年10月1日に栃木市と合併し、構成団体が減少するため規約の一部を改正しました。

◆栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更
(全員賛成 原案可決)

栃木県後期高齢者広域連合の議会の議員定数について、平成23年10月1日に、上野原郡西方町が栃木市と合併し、加入団体が減少することに伴い、現在の議員数が35人から34人となるため規約の一部を改正しました。

議員提案

◆新那珂橋の廃止に伴う新橋の整備促進に関する決議
(全員賛成 原案可決)

新那珂橋は県道矢板那珂川線の那珂川に架かる橋梁として利用されていましたが、東日本大震災で被災し、現在通行止めの状態が続いています。

議会では、新那珂橋に代わる新橋の建設に向け、県及び町に対して整備計画に着手するよう強く求め、新那珂橋に代わる新橋建設を促進するため、今後必要な活動を展開していくことを決議しました。



現在も通行止めの新那珂橋

第4回臨時会

契約締結

平成23年第4回那珂川町議会臨時会が7月27日に開会され、一般会計補正予算及び屋外拡声装置整備に関する工事請負契約締結など3議案について審議を行い、原案のとおり可決しました。

◆那珂川町屋外拡声装置整備工事
(賛成多数 原案可決)

- ・契約の方法
- ・一般競争入札
- ・契約金額

1億1970万円

- ・契約の相手

富士通ネットワークソリューションズ株式会社

補正予算

◆平成23年度一般会計補正予算
(全員賛成 原案可決)

東日本大震災によって、被害を受けた本庁舎及び小川庁舎に係る補強、補修工事及び設計委託料など4600万円を増額しました。

◆平成23年度農地・農業用施設災害復旧工事
(全員賛成 原案可決)

- ・契約の方法
- ・一般競争入札
- ・契約金額

5512万5千円

- ・契約の相手

佐藤建設株式会社



町内全域で統一される防災行政無線設備